

## 【 税制改正（法人税編） 】

いつもニュースレターをご覧頂き、ありがとうございます。  
税務部の榎本孝史です。

今回は法人税の税制改正についてお伝えします。昨年の税制改正は震災の影響もあって成立時期がバラバラになってしまいましたが、その中でも法人税については大きな改正が2つありましたのでご紹介します。



### 【1】法人税率が引き下げられます

平成24年4月1日以後開始する事業年度から法人税が3%~4.5%引き下げられますが、当初の3年間は震災復興の増税により10%増しになりますので、次のようになります。

		現行	平成24年4月1日以後開始事業年度	平成27年4月1日以後開始事業年度
中小法人	年800万円以下の所得	18%	16.50%	15%
	年800万円超の所得	30%	28.05%	25.50%
中小法人以外の普通法人				

※中小法人：期末の資本金が1億円以下の法人（資本金5億円以上の法人の100%子会社などを除く）

これにより事業税と地方税を含めた実効税率は40.69% → 38.01% → 35.64% と下がっていきますので、最終的には約5%の減税となります。

諸外国の実効税率はアメリカ40.75%、フランス33.33%、イギリス26%、中国25%、シンガポール17%となっていますので、フランス並みまで下がってきたということですね。平成27年以降も諸外国とのバランスを考慮して見直しをしていく方針のようです。

### 【2】欠損金の繰越控除の改正

#### ① 欠損金の繰越期間が9年間（改正前7年間）に延長されます

この改正は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますが、9年間繰越ができる欠損金は平成20年4月1日以後終了事業年度の欠損金から対象となりますのでご注意ください。

少し前の欠損金までさかのぼって対象となったのは、リーマンショックの際に発生した多額の欠損金を9年間繰り越せるように配慮したためだと言われています。

#### ② 繰越欠損金の控除が所得金額の80%に制限されます（中小法人は対象外）

この改正は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から対象になります。

改正前であれば繰越欠損金を所得金額の範囲内で全額控除できましたが、改正後は所得金額の80%を上限として控除しますので、仮に欠損金が残っていても所得の20%は課税されるというしくみになります。

これは【1】の税率引き下げの代わりに課税ベースを増やすということと、繰越欠損金の制度を利用しているのが金融保険業に偏っているため、それを是正する意味もあるようです。

その他の改正としては、貸倒引当金の損金計上が中小法人などに限定されたり、減価償却の償却のペースが緩やかになったりと、身近な改正点がありますので、ご不明な点などありましたら、お気軽に弊社担当までお尋ねください。  
(税務部/榎本 孝史)